◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　小田原厚木道路（特定更新等）
川端高架橋床版取替工事（平成28年度）
⑶　工事場所
小田原厚木道路
自）神奈川県小田原市板橋
至）神奈川県平塚市岡崎
西湘バイパス
自）神奈川県小田原市国府津
至）神奈川県小田原市風祭
⑷　工事内容　本件は、川端高架橋（上り線）の床版取替、鋼桁連結、支承取替及び、川端高架橋（上下線）の塗替塗装、６橋の詳細設計等を行う工事である。
⑸　工事概算数量
床版取替　1,000㎡
鋼桁連結　１橋※
塗替塗装　12,300㎡
支承取替　78基
詳細設計　６橋※
※橋数は、上下線別で算出
⑹　工期　契約締結の翌日から900日間
⑺　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑻　本工事は、競争参加資格の確認申請を行った者（以下「競争参加申請者」という。）から、申請時に入札説明書・設計図書及び仕様書等において、予め指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設備計画等に関する提案（以下「技術提案」という。）の提出を求め、技術提案書の提出を行った者に対して、技術提案の内容に係る技術提案のプレゼンテーションを実施する。技術提案のプレゼンテーション後に、最終技術提案書及び、最終技術提案書等に基づく入札書の提出を求め、最終技術提案書の提出を行った者の技術提案を審査し、技術評価点が100点満点のうち50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、一定の範囲内の入札額で価格と価格以外の要素を総合的に評価して、最も総合評価点が高い者を落札者とする総合評価落札方式により決定する「施工技術競争型総合評価方式」の適用工事である。この場合、契約制限価格を上回る場合は、落札者の提示した価格について、確認するための協議（以下「確認協議」という。）を実施し、確認協議に基づく価格で契約するものとする。技術提案とは、管理体制・手法、品質管理、安全管理を含む施工計画（以下「施工計画」という。）をいう。
施工計画の提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。工事目的物とは、契約する単価項目全てを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書及び設計図書で示したものをいう。
なお、技術提案について、技術提案のプレゼンテーションを行い、プレゼンテーションの質疑応答において、競争参加申請者の意図を確認した上で、必要に応じて技術提案の見直し若しくは取り下げの機会を設けるものとする。
⑼　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）
⑽　本工事は、工事の契約締結に伴い、関連する工事の調査、設計及び施工を約定した基本契約を契約締結し、基本契約に基づいて本工事を契約締結することを条件とした工事である。
基本契約に含まれる内容は、特記仕様書の補足事項もしくは図面の参考資料として示す内容とする。
①　基本契約対象工事の工事内容及び工事概算数量　本件は、川端高架橋を含む６橋の床版取替、支承取替、詳細設計及び、２橋の鋼桁連結、８橋の塗替塗装を行う工事である。
基本契約対象工事概算数量
床版取替　約9,000㎡
鋼桁連結　２橋※
塗替塗装　約30,000㎡
支承取替　約200基
詳細設計　６橋※
※橋数は、上下線別で算出
②　基本契約対象工事の工期　契約締結の翌日から1,380日間
2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合　「平成27・28年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,350点以上のＰＣ橋上部工工事又は1,250点以上の鋼橋上部工工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,350点以上（ＰＣ橋上部工工事）又は1,250点以上（鋼橋上部工工事）であること。以下同じ。）であること。ただし、開札（入札執行）日において、平成29・30年度工事競争参加資格における「橋梁補修工事」の資格を有していることを条件とする。
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「平成27・28年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上のＰＣ橋上部工工事又は1,150点以上の鋼橋上部工工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上（ＰＣ橋上部工工事）又は1,150点以上（鋼橋上部工工事）であること。以下同じ。）であること。ただし、開札（入札執行）日において、平成29・30年度工事競争参加資格における「橋梁補修工事」の資格を有していることを条件とする。また、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。
⑷　施工実績　平成13年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。なお、提出できる施工実績は１件とする。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）
①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
求める実績
橋面積2,600㎡以上のコンクリート床版の新設又は取替を行った工事
注）コンクリート床版は、現場打ち床版、プレキャスト床版を問わない。また、橋種、形式も問わない。
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績
橋梁上部工を架設した工事
注）固定支保工による架設は除く。また、橋種・形式は問わない。
⑸　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人及び主任（監理）技術者を当該工事に専任で設置できること。
なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む）している期間とする。
①　監理技術者にあっては、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者の届けの提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者
②　主任（監理）技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有すること。
③　現場代理人又は主任（監理）技術者は、下記の同種工事の経験を有すること。なお、提出できる工事の経験は１件とする。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業